参考資料１

物流政策推進関係者会議の構成員の指名について

（令和８年７月10日
物流政策推進会議議長決定）

物流政策推進会議の開催について（令和５年３月31日閣議口頭了解）第３項の規定に基づき、物流政策推進関係者会議の構成員を次のとおり指名する。ただし、物流政策推進関係者会議の議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	国土交通省大臣官房総括審議官
副議長	農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官
構成員	公正取引委員会事務総局経済取引局長 警察庁交通局長 消費者庁次長 厚生労働省労働基準局長 中小企業庁次長 国土交通省道路局長 環境省水・大気環境局長 公益社団法人全日本トラック協会 全日本運輸産業労働組合連合会